

神戸市では、平成 22 年 7 月 1 日より 個室集合型店舗の建築規定が強化されました

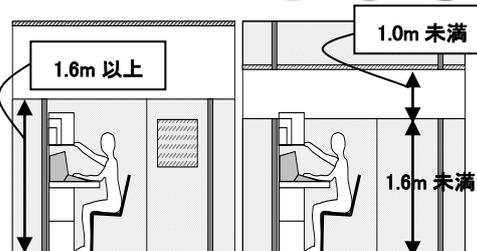
(個室ビデオ店、カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ)

神戸市では、個室集合型店舗の特殊性に応じた避難上必要な制限を付加するため、「神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例(神戸市建築安全条例)」及び「神戸市確認審査基準」を改正し、平成 22 年 7 月 1 日より施行しました。

対象となる店舗とは？

遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で、個室ビデオ店、カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ等が対象となります。

なお、ここで「個室(これに類する施設を含む。)」とは、壁等で周囲延長の 4 分の 3 以上が囲まれ、その床面からの高さが 1.6m 以上または個室外に開放された部分の高さが 1.0m 未満のものをいいます。



「個室」となるブースの壁等の高さ

どのような場合に適用されるのか？

これらの店舗に係る新築、一定の増改築、大規模な修繕及び模様替の工事に着手する場合や用途変更を行う場合に本規定が適用されます。

強化された規定の内容とは？

これらの店舗については、現行の建築基準法及び建築基準法施行令による安全対策に加え、以下の規定が付加されます。

- ① 敷地が道路に 4m 以上接すること
- ② 両側に個室がある廊下は幅 1.2m 以上、その他で避難に利用する廊下は幅 0.9m 以上とすること
- ③ 個室の出口の戸で外開きのものは自動的に閉鎖するものとする
- ④ 避難に利用する廊下には非常用照明装置を設置すること
- ⑤ 個室から安全な屋外へ避難できる出口や階段、バルコニー等まで到達できる避難経路を 2 以上確保し、そのうち少なくとも 2 経路については全ての区間でお互いに重複しないこと
- ⑥ 店舗の出入口を屋外への出口、階段、バルコニー等に面して 2 箇所以上設けること
- ⑦ 避難に利用する階段及び踊場は幅 0.9m 以上とすること



詳細は神戸市ホームページの「神戸市の建築関係のルール」(上の二次元コードまたは下の URL)から、「神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例」・「神戸市確認審査基準」をご確認ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a81042/business/todokede/jutakutoshikyoku/building/rule/index.html>

既存の店舗も対象となるのか？

本規定は、7 月 1 日時点で既に存在する店舗に直ちに適用されるものではありません。ただし、既存店舗に一定の増改築等を行う場合や用途変更を行う場合には適用されます。なお、神戸市では対象外となる既存店舗にも、安全性確保のために本規定への適合に努めていただくようお願いしていきます。



これらの規定を守り、避難に利用する廊下や階段、避難口付近に荷物などを置かないなど、管理面にも十分に配慮し、店舗の安全性の確保に努めていただくようお願いいたします

ご不明な点は、下記までご相談ください。

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課(中央区浜辺通 2-1-30 三宮国際ビル 5 階) 078-595-6570